沖縄県立名護高等学校　部活動に係る活動方針

部活動基本方針

本方針は、「運動部活動等の在り方に関する方針」（沖縄県）及び「文化部活動等の在り方に関す方針」（沖縄県）に則り、生徒にとって望ましい部活動環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、学校、地域、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施される事を目指す。

○　校訓である「知性を研こう」「感性を鍛えよう」「個性を育てよう」を踏まえ、文武両道を目指ざす。
○　運動系部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
○　文化系部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
○　生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

1 適切な運営

(1)　部活動顧問は、年間の活動計画（ 活動日、休養日及び参加予定大会日程等） 並びに毎月の活動計画及び活動実績（ 活動日時・場所、休養日及び大会参加日等） を作成し校長へ提出する。提出後校長は、本方針及び上記の活動計画等を学校のホームページへの掲載等で公表する。
(2)　生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長 時間勤務の解消等の観点から、適正な数の運動部を設置する。
(3)　部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意し、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
(4)　校長は、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1)　適切な指導の実施
(ア)　校長、部活動顧問及び指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
○練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。
○生徒の安全を確保できない場合、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。
○特に夏季の活動では、熱中症等に注意し、天候や時間帯に配慮した活動とすること。
○指導者は、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。
○肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と、体罰等の許されない指導とをしっかり区別して行う。

(ｲ)　運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るため休養を適切にとることが必要であり、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高める等を正しく理解する。

○生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。

○競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

○保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導する。

(2)　指導手引の活用

部活動顧問は、中央競技団等体や各分野の作成する指導手引や活用して、2(1)に基づく適切な指導を行う。

3 休日及び活動時間

(1)　学期中の休養日

原則週2日以上の休養日を設ける。

（平日:1日以上　　土日:1日以上とする）

ただし、大会前等の理由でそのとおり休養日を設定できない場合は、他の週で休養日を設定する等十分な休養を確保できるよう配慮する。

(2)　長期休業中の休養日

原則学期中に準じ休養日を設定し、長期の休養期間も設け年間活動計画に示す。

(3)　活動時間

平日:2時間程度　　休業日等:3時間程度

※できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(4)　その他

定期考査前の部活動は校内規定どおりとする。

4 大会等の参加

(1)　大会参加が過度にならないよう考慮する。

合宿等は、生徒の負担にならないよう計画的に行う。(申請し校長の許可を得る)

(2)　主催者が高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、高等学校文化連盟(この連盟に加盟していない競技は準ずる)以外の大会等に参加する場合や、県外遠征を計画する場合は、参加許可申請書を校長に3週間前までに提出し、許可を得る。

5 年間計画及び活動実績の提出

(1)　部活動顧問は、年度当初に年間の活動計画を作成して提出する。

(2)　部活動顧問は、翌月の10日までに活動実績を提出する。

6 その他

(1)　生徒の大会参加は、学校内規に則って行う。(勤怠状況・成績等)

(2)　県外派遣は派遣委員会に諮り職員会議の承認による。

上記方針は平成31年度より実施する。